

## 公益財団法人佐賀未来創造基金 令和 8 年度事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

### 【事業の趣旨】

当法人は個人や企業から寄付を集め、社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、同様の事業を行っている企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域における社会的課題解決及び新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大等、切実な社会的課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、一方で多くの CSO は財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSO の活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。

当法人では、この目的のもと、次の事業を実施する。

コレクティブインパクト事業とは

※ 複雑化した社会的課題に対し、単一の団体のみで解決することが難しい課題も多く、CSO セクターでは様々なコラボレーションを通じて諸課題の解決に取り組んでいる。さらに、単なるコラボレーションに留まらず、CSO や企業、行政など組織の枠を超えて、お互いの強みを出し合い、社会的課題の解決を目指す仕組みのことをいう。

### 【事業の構成】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

### 【事業の内容】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(趣旨)

CSO は財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的・組織的な事情により対応できない、若しくは対応が不十分なままで終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、情報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内 CSO 及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会的課題解

決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(実施予定事業)

## (1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO 等は組織基盤や財政基盤が脆弱であるうえ、課題解決のための事業遂行能力も不十分である場合が多い。そのため当法人は、中間支援組織として CSO 等からの相談を受け、寄り添った伴走支援を行う。

(内容)

行政及び企業と協働して地域における社会的課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政並びに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会的課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談、コンサルティング事業や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、寄付及び助成プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、マスコミによる広報を図るため県庁、佐賀市の記者クラブへのプレスリリースの発出、チラシによる広報等により募集する。

(財源)

佐賀県委託事業収益及び法人財源

(令和 8 年度予定)

- ・令和 8 年度 CSO つながり支援事業委託業務

## (2) 普及啓発事業

(趣旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金の拠出やボランティア活動への参加機会が大幅に増えたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況にはなっておらず、また、災害のみならず日常的に社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のため、多くの県民や CSO 担当者に遺贈寄付をはじめとした様々な寄付について寄付文化及びボランティア活動の普及啓発を目指すことを目的として、次の事業を実施する。

(内容)

WEB, SNS 等を活用し、寄付文化及びボランティア活動の普及啓発活動としてアイデア募集のキャンペーンやプレゼン大会、研修・セミナー及び交流会の開催やボランティアを求める CSO とボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財源)

法人財源

(令和 8 年度予定)

・終活、遺贈寄付セミナー

### (3) 佐賀県遺贈相談活用センター運営事業

(趣旨)

人生の集大成としての寄付である遺贈寄附や資産寄付が、寄付者本人が望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来財産となり、世代を超えて継承される社会を実現することを目的とする。

(内容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の「遺贈寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(令和 8 年度予定)

相談件数：10 件

### (4) 助成事業

(趣旨)

CSO は財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

#### ① 各種寄付による助成事業

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで地域における様々な社会的課題の解決や新しい価値の創造を実現することを目的とする。また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会的課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定基金』、『分野指定基金』、『冠基金』等の各寄付プログラム(助成)に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に寄付集めを実施する。この寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成金とし交

付する。

・『事業指定基金』とは

当法人と参加する CSO が一緒になって寄付を集める「志金」調達プログラムである。当法人は、寄付集めの計画を参加の CSO と共に考え、寄付集めのツール(寄付付き商品の企画、寄付付自販機、チャリティコンサートの企画・運営等)や専用口座などの決済機能を用意する助成プログラムである。

・『分野指定基金』とは

特定の分野(子ども、教育、障がい者、介護、伝統産業、まちづくり、農林水産業、国際協力、途上国支援、働き方、文化・スポーツ・科学、環境、子育て、難病支援、学生支援、ソーシャルビジネス、NPO 支援等)に関する事業を行う団体及び個人を対象とした助成プログラムである。

・『冠基金』とは

寄付者の希望を反映して当法人が設計した助成プログラムである。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、代表理事の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和 8 年度予定)

・荏原環境プラント「e-さが基金」等

② 利子補給による助成事業

(趣旨)

公益性の高いソーシャルビジネスに対する、関係金融機関と連携した利子補給による支援を実施し、その育成及び振興を促進する。

(内容)

支援対象は関係金融機関からの融資を受ける NPO 法人その他の法人、団体のうち、特に公益性

が高いと認められるものとする。

(利子補給実施基準)

- ・利子補給の対象となる融資金額：1,000万円以内
- ・利子補給率：融資残額の0.5%
- ・利子補給総額の上限：1,000,000円
- ・利子補給期間：融資実行から1年以内(但し、助成選考委員会が特に認めた場合には、最長2年以内)
- ・申請手続き等
  - i 申請者が、関係金融機関が発行した返済計画書(写)を添付し、利子補給申請書を事務局に提出
  - ii 当法人が別に定める基準に基づき、助成選考委員会が審査し、交付決定を申請者に通知
  - iii 利子補給期間経過後、申請者が返済証明書を添付し請求書を事務局に提出
  - iv 助成選考委員会が審査し、期間内の利子補給額を申請者に交付するとともに、額の確定を通知

(財源)

法人財源及び各種寄付金

(令和8年度予定)

- ・ソーシャルビジネス支援基金

### ③ 外部団体からの助成金を活用した助成事業

(趣旨)

外部団体から当法人への助成金を活用して実施する助成事業である。

- ・休眠預金による資金助成事業

(趣旨)

当該助成事業は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、「JANPIA」という。)から当法人が資金分配団体として採択されたことに伴い、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金活用法」という。)及び同法施行規則等関連法令の規定にもとづき実施する事業である。

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会的課題の解決のための自立的かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会的課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動(子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)に関する事業を行うCSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となったCSO、企業等に対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体

(助成金額)

当法人「助成選考委員会」で決定された金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」により決定する。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

休眠預金 (JANPIA との契約限度額)

(令和 8 年度予定)

「市町村の『災害中間支援組織』発掘・育成・機能強化事業」の実施

・さがこどもエールプロジェクト事業

(趣旨)

本助成事業は、物価高騰に伴い困窮するひとり親家庭などの子育て世帯の子ども等（以下「子育て世代のこども等」という。）を対象に、食事や食品等の提供を行う子育て支援 CSO に対し佐賀県と連携して広域的な運営支援を行い、物価高騰に伴う子育て世帯のこども等の支援を CSO と協働して実施することを目的とする。

(内容)

本助成事業において佐賀県と連携して県内の子育て支援事業を行っている CSO を対象とし、本助成事業に応募し選考の結果採択となった CSO に対し、食事や食品等の提供に要する経費を助成する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO

(助成対象団体)

「さがこどもエールプロジェクト」助成事業採択団体

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

「さがこどもエールプロジェクト」事業補助金（佐賀県との契約限度額）

・さが困窮者エールプロジェクト事業

(趣旨)

本助成事業は、佐賀県内の生活困窮者への支援事業を行っている CSO に対し、佐賀県と連携して広域的な運営支援を行い、物価高騰に伴う生活困窮者の支援を CSO と協働して実施することを目的とする。

(内容)

本助成事業において佐賀県と連携して県内の生活困窮者への支援事業を行っている CSO を対象とし、本助成事業に応募し選考の結果採択となった CSO に対し助成する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO

(助成対象団体)

「さが困窮者エールプロジェクト」助成事業採択団体

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

「さが困窮者エールプロジェクト」事業補助金（佐賀県との契約限度額）

④ 非公募型助成事業

(趣旨)

災害発生時に支援を行う団体への助成や、社会的課題の解決や新しい価値の創造のための事業活動において、他に類をみない特殊な技能や能力を持つ団体に対し、その緊急性や特殊性に鑑み、非公募による助成事業を行う。

(内容)

応募申請のあった団体に対し、当法人のプログラムオフィサーが助成先責任者と十分な意見交換をして案件形成し、社会的課題の解決や地域社会にとって有益な新しい価値の創造に資することを十分確認した上で選考委員会に提案する。選考委員会での選考の結果採択となった事業について当法人より助成する。

(対象者)

佐賀県内に事務所を置く CSO、企業等

(助成団体)

当法人の非公募型助成事業プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、代表理事の承認により決定した金額

(応募方法)

不特定多数の者の利益増進に資する事業を対象として、当法人のホームページ上で募集を行い、応募申請のあった団体ごとに調整して案件形成を行う。

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議および代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

選考委員会の採択決定を受けてふるさと納税やクラウドファンディングなど様々な方法で寄付募集（分野指定寄付または冠寄付）をする。案件の内容、緊急性に応じて金融機関からの借り入れによる財源確保も検討する。また緊急の災害支援に対応するため常設の寄付も募集する。

(令和 8 年度予定)

令和 8 年度災害緊急助成（仮称）

## (5) 融資(貸付)事業

(趣旨)

CSO は財政的および組織基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題の解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心をもっている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分のまま終わってしまうことも少なくない。このような地域の事情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源を提供する融資事業を実施する。さらに、貧困や災害などの様々な事情により、行政や CSO などの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者に対する支援についても融資の対象とする。

(内容)

本融資事業に応募し、選考の結果採択となった事業等について当法人から融資する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(融資先)

当法人の融資プログラムの採択団体等

(融資金額)

当法人の融資選考委員会が合議の上、代表理事の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(融資申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「融資選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と融資限度額を決定する。

(財源)

「分野指定寄付」、「冠寄付」等の寄付金及び金融機関からの借入等

(令和 8 年度予定)

「さがつくコミュニティバンクプロジェクト」(仮称)

「巣立ち応援基金奨学金(貸付型)」

## (6) 所有不動産の活用事業

(趣旨)

当法人における「佐賀県遺贈相談活用センター」の運営事業の実施に伴い、当法人への不動産の遺贈が発生している。遺贈を受けた不動産を市民活動の拠点として CSO へ貸与することにより、地域の活性化に寄与する為の事業を実施する。

(内容)

当法人に遺贈された建物及び設備を、公益的的事业を実施する CSO 及び企業等に貸与する。

(対象)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、チラシによる広報等により県内 CSO に案内する。

(令和 8 年度予定)

「傍楽庵」運営事業

## (イ) 地域の社会的課題を解決する事業

(趣旨)

近年、顕在化する地域での社会的課題の解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立してしまうことも少なくない。この

ような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合い、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関と連携したコレクティブインパクト事業を行う。

## (1) 他団体への参画及び共同事業の実施

(趣旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と共同で活動することで、CSOや企業、行政等枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域のCSOや社会的弱者からの相談を受けたり、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供を行ったり、各関係団体との連絡調整業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財源)

寄付金

(令和8年度予定)

### ① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(趣旨)

こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域での孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれない地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

(内容)

「こどもの居場所」設立及び運営に関わる相談支援、ネットワークづくり事業、資源循環マッチング事業、行政・企業・CSO等との連携事業、直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

子どもの居場所運営者及び設立希望者、社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭

### ② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(趣旨)

地方で増加していく空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけでなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていくこと、また高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割も果たしていくことを目的とする。

(内容)

空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応、勉強会、ネットワークづくり、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者当の支援等

(対象者)

空き家をはじめとした遊休不動産の管理者と地域コミュニティのメンバー等

### ③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業（災害対応と防災）

(趣旨)

同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から、災害時以外の日常的な防災・減災・地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行うことを目的とする。

(内容)

災害に関わる相談支援、ネットワークづくり、資源循環マッチング、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者の支援等

(対象者)

災害対応や支援するCSO、企業、個人、災害被害を受けた生活弱者

#### ④ ソーシャルビジネス支援ネットワーク事業

(趣旨)

当法人はじめ、金融機関、専門士業及び県内のCSO、中間支援団体と共同で、非営利組織の法人化や社会的課題解決に貢献する活動の事業化を促進することを目的とする。

(内容)

相談、伴走支援や各種研修、関係機関との連絡調整等

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

#### ⑤ CSO“志”応援事業事務局運営委託業務

(趣旨)

物価高騰の影響下においても、地域の課題解決に前向きに取り組むCSOに対し、事業経費を支援する「CSO“志”応援事業」を実施する。この事業実施に際して、支援金を周知するための広報や支援金支出の円滑な処理を進めるために事務局を設置する。また、事務局は、長引く物価高騰においてもCSOが活動を継続できるよう中間支援組織や社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会と連携し、助言・相談等伴走支援を行う。

(内容)

事業に係る情報発信・募集、支援金申請・交付事務、CSO活動の継続・促進に係る伴走支援等の業務を行うための事務局を設置する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

## (2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などの様々な事情により、行政やCSOなどの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に支援する。

(対象者)

佐賀県民(佐賀県に在住する個人、佐賀県に主たる事務所を置く団体及び法人)

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」による。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び代表理事の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

寄付金

(令和 8 年度予定)

「入学応援給付金助成事業」

- ・高等学校等へ入学を迎える中学 3 年生を対象に、入学に伴う経済的負担軽減のための、返済不要の給付金事業を実施

助成対象者 佐賀県内の高校進学を希望する中学生

助成実施期間 令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

助成額 20 人に対し一人当たり最大 20 万円(総額 400 万円)

「2026 年度伝統工芸助成事業」

- ・認定 NPO 法人ピースウィンズ・ジャパンとの協働事業

助成対象者 佐賀県内の伝統工芸事業者(個人・法人を問わない)

助成実施期間 令和 8 年 5 月 1 日～12 月 31 日

助成額 7 事業者へ各 50 万円(総額 350 万)

「巣立ち応援基金」

- ・経済的な理由で就労にかかる準備が困難な方を支援するための給付金事業を実施

助成対象者 鳥栖市・三養基郡在住の大学・短期大学・専門学校の最終学年に在籍している人

助成実施期間 令和 8 年 10 月 1 日～12 月 31 日

助成額 一人当たり 10 万円 1 名～数名程度

「佐賀ロータリークラブ未来人財奨学金」

- ・経済的な理由により就学困難な佐賀市内の高等学校に在籍する生徒を支援する奨学金給付事業

助成対象者 佐賀市内の高等学校に在学する 3 年生

助成実施期間 令和 8 年 4 月 10 日～令和 9 年 3 月 31 日

助成額 月額 10,000 円×12 カ月 5 名程度